

和歌山市在宅医療・介護連携推進センター運営業務委託に係る募集要領

公表日 令和7年12月24日

1 契約概要

- (1) 名 称：和歌山市在宅医療・介護連携推進センター運営業務委託
- (2) 目 的：医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業等の関係者との協働・連携を推進することを目的とする。
- (3) 業務内容：別紙「和歌山市在宅医療・介護連携推進センター運営業務委託仕様書」のとおり
- (4) 委託期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約締結日から令和8年3月31日までを準備期間とし、前事業者からの業務引継、人員等の確保、体制の確立等を行うものとする。
ただし、準備期間に発生した費用は、委託料として支払わないものとする。

2 見積限度額（予定価格）

12,277,000円

3 参加資格

- 本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであること。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
- ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 法人税
- (3) 募集要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあっては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則

第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。) を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあっては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

(6) 次に掲げる要件のそれぞれに該当すること。

- ① 令和8年1月1日現在、和歌山市内で継続して運営している在宅療養支援病院もしくは在宅療養後方支援病院であること
- ② 次に掲げる職種をそれぞれ1人ずつ専従職員として配置すること。
 - ア 保健師や看護師（准看護師を除く）、リハビリテーション専門職など、医療に関する知識を有し、実務経験のある者
 - イ 社会福祉士や介護支援専門員、介護福祉士など、介護に関する知識を有し、実務経験のある者

4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 参加資格の（2）に示す確認資料

（ア）本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

（イ）消費税及び地方消費税並びに法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書の様式その3の3を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、様式2の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」を提出すること。

ウ 会社概要

履歴事項全部証明書（原本）を提出すること。

エ 役員等調書及び照会承諾書（様式3）

オ 委任状及び使用印鑑届出書（様式4）

(2) 提出期限：令和8年1月13日（火）17時00分まで

(3) 提出場所：和歌山市役所

和歌山市西汀丁36番地

健康局保険医療部地域包括支援課

Tel : 073-435-1197

メールアドレス：chiikihokatsu@city.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法：平日9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時00分までに4（3）の提出場所へ持参するものとし、郵便、信書便又はメールによるものは受け付けない。

5 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日 令和8年1月15日頃

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限： 令和8年1月26日（月）17時00分まで

(2) 質問方法：メールにより、質問票（様式5）で提出すること。書面以外で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 質問先：4（3）と同じ。

(4) 回答方法：和歌山市ホームページにより公表する。

7 企画提案書の提出

（1）提出書類

ア 企画提案書 正本1部＋副本5部

企画提案書は様式6から11に基づき記載し、枠に収まらない場合は適宜追加等を行うこと。

イ 参考見積書（任意様式） 正本1部＋副本5部（A4用紙に限る。）

積算の明細、根拠が分かるように記載すること。

（2）提出期限：令和8年2月4日（水）17時00分まで

（3）提出場所：上記4（3）と同じ

（4）提出方法：平日9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時00分までに4（3）の提出場所へ持参するものとし、郵便、信書便又はメールによるものは受け付けない。

8 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

（1）企画提案評価

参加資格の確認された（参加を表明した）者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下記9評価基準及び配点で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

（2）開催日時及び場所等

ア 実施内容：質疑応答及び企画提案説明に30分とする

イ 開催日時： 令和8年2月10日（火） 14時00分（予定）から

ウ 開催場所：和歌山市役所（詳細な場所については、後日通知する。）

但し、正式な日時については、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。

（3）評価結果の通知

評価結果をプロポーザル評価結果通知書（令和8年2月下旬頃送付予定）により通知する。

9 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

(1) 組織評価の内容 15／100点

評価項目	評価基準	配点
・実施体制	経験豊富な専門職（医療職・介護職）の確保が可能か。	10点
・業務実績	医療と介護の連携に関する業務で、十分な実績を有しているか。（地域支援事業の実績や介護サービス事業所の運営実績等）	5点

(2) 企画提案の内容 85／100点

評価項目	評価基準	配点
・本業務の理解度	「在宅医療・介護連携推進事業」や「地域包括ケアシステム」についての趣旨を十分理解しているか。	15点
・実施方法	本業務の趣旨、目的を理解し、連携の拠点としての役割を担うことが出来るか。 本市の現状を把握し、課題を的確に分析し、対応策の検討・提案ができるか。 4つの場面を意識した提案内容になっているか。	10点
・職能団体（市医師会等）との連携	市医師会等の職能団体と積極的に連携体制を構築することができるか。	20点
・ネットワーク構築のための取り組み	関係機関とのネットワークを構築するための運営委員会等を企画・運営・開催することができるか。 医療・介護関係者向けの研修会や交流会の開催ができるか。	10点
・提案価格評価	価格点=配点×{1-(提案者の参考見積額-最低見積額)/見積限度額}	30点

10 日程

公表	令和7年12月24日
参加資格確認申請書受付	令和8年 1月13日 17時00分まで
参加資格確認通知書送付	令和8年 1月15日頃
質問受付	令和8年 1月26日 17時00分まで
企画提案書提出	令和8年 2月 4日 17時00分まで
企画提案評価	令和8年 2月10日（予定）
結果通知	令和8年 2月下旬（予定）
契約締結	令和8年 3月中（予定）

1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プrezentation等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 参考見積書の金額が、見積限度額（予定価格）を超過したもの

1.3 契約に関する事項

- (1) 前払い制度

適用しない。ただし、受託候補者において合理的な理由がある場合はその限りではない。

- (2) 部分払い制度

適用しない。ただし、受託候補者において合理的な理由がある場合はその限りではない。

- (2) 契約保証金

契約金額の10分の1に相当する額以上の額が必要である。ただし、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）第34条に該当する場合は不納付とする場合がある。

- (3) 契約書作成の要否

必要である。

1.4 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

- (3) 提出書類は返却しない。なお、選定された企画提案書案等の提出書類については、市民等への説明（公表）等において必要があるときは、市は同意なく無償で使用、抜粋又は複製することができるものとする。

- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。

- (5) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。

- (6) プロポーザルの実施結果については、受託候補者名、受託候補者の見積提示額、事業者ごとの評価結果及び選定された企画提案書等を原則として公表する。提案者にあっては公表することを前提とした事業者選定であることに同意の上申請を行うものとする。

- (7) 受託候補者特定後、受託候補者と市との協議により、仕様書の内容に変更が生じる場合がありうる。

- (8) その他、受託候補者特定後、委託期間前における引継ぎ業務に係る費用については、事業者の負担とする。